

宮城県企業立地資金貸付制度のご案内

宮城県に工場、研究所を新設、移転、増設する企業、情報通信関連事業所を新設、移転する企業
の皆様に **設備取得費 最大10億円** を融資します！

1 取扱銀行等

県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行、商工組合中央金庫

※ご注意！ 銀行等による融資となります。県の直接融資ではありません。

2 融資対象企業

(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の要件を満たすこと

(1)工場（製造業又はソフトウェアの開発に供される建物）・試験研究所等の新設・増設・移転

(2)情報通信関連事業所（コールセンター、データセンター）の新設・移転

①コールセンターの場合は、専用回線の設置、開設時が[※]レター20席以上

②データセンターの場合は、専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託

(3)原則として中小企業

(4)発電用施設等の周辺地域の住民を3人以上新規に雇用すること

発電用施設等の周辺地域：仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、大崎市、富谷市、
蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亶理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、大和町、加美町、
色麻町、女川町

3 融資対象事業費

(1) 工場等（製造業又はソフトウェアの開発に供される建物、試験研究施設）、情報通信関連事業所
（コールセンター・データセンター）、構築物の建設に係る費用

(2) 機械、設備の取得に係る費用

（※土地取得費については、「工業立地促進資金」をご利用ください。）

4 融資限度額

融資対象事業費の80%以内で、かつ、5億円以内（知事が必要と認める場合は10億円以内）

5 融資期間・返済方法

15年以内（据置期間2年以内を含む。）

原則として割賦返済

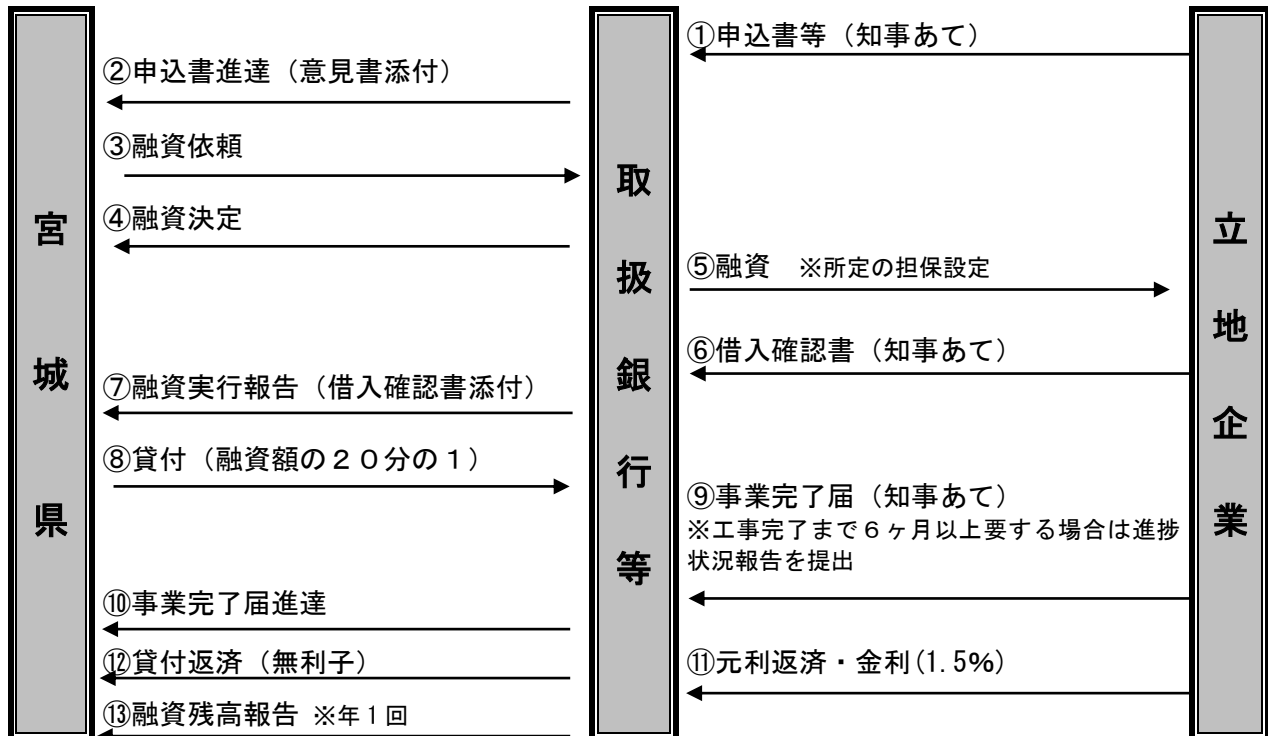
6 融資利率

年利 1.50%（固定）

7 担保、保証等

取扱銀行等にご相談ください。

8 ご利用手続の流れ



9 申込等に必要な書類

- ・ 申込書
- ・ 事業計画書 (会社の概要、建設計画、資金計画)
- ・ 立地予定位置図
- ・ 主要施設の配置計画図
- ・ 融資対象設備の見積書及びカタログ
- ・ 決算書 (3期) 及び残高試算表 (決算時より6月経過の場合のみ)
- ・ 会社の登記事項証明書及び定款の写し
- ・ 新規雇用者の名簿 (事業完了届の提出時)
- ・ 健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書 又は 住民票原本 (事業完了届の提出時)
- ・ その他知事が必要と認めるもの

～お問い合わせ先～

宮城県経済商工観光部 産業立地推進課
電話：022-211-2732 FAX：022-211-2739
E-mail：sanrituk@pref.miyagi.lg.jp
ホームページ：http://www.pref.miyagi.jp/sanritu/